

土木施設小規模補修工事の当番表について

（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

1 当番登録について

各ブロック別に当番表のとおりとします。

有効期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

※ただし、当番表の公表は4月から9月分までを前期分とし、10月から3月分を後期分とします。

前期分は3月下旬、後期分は9月下旬の公表となります。

◎「注意事項」

小規模補修工事は、入札参加資格のある者を当番登録しています。

入札参加資格のある企業でも、当番登録の期間中に経営事項審査結果通知書の有効期限が切れた場合は、工事の受注ができませんので御了承ください。

なお、経営事項審査の更新により新たな結果通知が有効となった時点で、工事の受注が可能となりますので、経営事項審査が期限切れとなる前に、遅滞なく経営事項審査の更新をお願いします。

（1）当番表の運用

第1当番から優先的に小規模補修工事を発注します。

*土木→第1～3当番 電気→第1～2当番

*当番日には必ず連絡がとれるよう準備をお願いします。

*第1当番に連絡が取れない場合や対応が困難な場合は、順次繰り下げて発注します。

（2）当番表の適用外

①災害等、民生安定上緊急度が高く、即作業に着手すべき応急工事などについては、迅速に施工できる業者に依頼します。

②当番会社に連絡が取れない場合や辞退した場合。

◎「注意事項」

自社の都合で小規模補修工事の発注依頼を辞退することは差し支えありませんが、登録有効期間内を通じて2回辞退すると、それ以降の期間内の当番登録は無効となります。

また、次年度登録期間（1年間）の当番登録はできません。

2 区域割りについて

(1) 土木関係工事（土木一式・とび土工コンクリート）について

次のとおり8区域とします。

区域名	区域に含まれる範囲(町村)
木祖村	木祖村
木曾町日義	旧日義村
木曾町福島・新開	旧木曾福島町
木曾町開田高原	旧開田村
木曾町三岳・王滝村	旧三岳村、王滝村
上松町	上松町
大桑村	大桑村
南木曾町	南木曾町

(別紙「区割り図」を参照下さい)

なお、平成25年度から管内全域を、小規模維持補修工事（民間委託）としていることから、この区域の業務は道路施設以外の河川及び砂防施設関係のみが小規模補修工事の対象となります。

(2) 電気機械関係工事（電気・電気通信・機械器具設置）について

木曾建設事務所管内を、1区域とします。

3 担当 維持管理課 維持係

課長：足立 修 係長：有賀 寛

担当者	担当地区
佐々木 伝	木祖村、木曾町日義
坂田 浩	照明修理、機械運営
松井厚一郎	木曾町福島・新開、木曾町開田高原、木曾町三岳、王滝村
村松 和彦	上松町、大桑村、南木曾町

電話番号：0264-24-2211（代表）

（内線 2511、2516、2518）

（直通 0264-25-2239）

F A X：0264-22-4028

電子メール

kisoken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp